



熊本県公報

第 1 2 4 0 5 号

平成 27 年 3 月 31 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定	(高年齢者支援課)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	2
○熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領	(監理課)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課)	4
○水俣港湾施設の概要	(港湾課)	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課)	4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	5
○熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程	(危機管理防災課)	10
○指定居宅介護支援事業者の指定	(高年齢者支援課)	17
○指定居宅介護支援事業者の指定	(〃)	17
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課)	17
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(〃)	17
○都市計画事業の変更	(都市計画課)	18
○熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款	(監理課)	18
○熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款	(〃)	18
○熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款	(〃)	18
○熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款の一部を改正する約款	(営繕課)	19
○熊本県工事請負建設業者等選定要領の一部を改正する要領	(監理課)	19
○熊本県工事契約事務取扱要領の一部を改正する要領	(〃)	21
○随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部を改正する要領	(管理調達課)	23
○物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱	(〃)	24
○物品購入契約等及び業務委託契約に係る入札参加資格審査格付要領の一部を改正する要領	(〃)	24
○道路の区域変更	(道路保全課)	25
○急傾斜地崩壊危険区域の廃止	(砂防課)	26
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(〃)	26
○道路の区域変更	(道路保全課)	26
○道路の区域変更	(〃)	27
○道路の区域変更	(〃)	27
公 告		
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課)	28
○八代都市計画下水道の変更(八代市決定)	(都市計画課)	28
○八代都市計画公園の変更(八代市決定)	(〃)	28
○換地計画の決定	(農地整備課)	28
○建設業法に基づく監督処分	(監理課)	28
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	29
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	29
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	29
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	30
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	30
○農用地利用配分計画の認可	(農地・農業振興課)	30
○農用地利用配分計画の認可	(〃)	30
○農用地利用配分計画の認可の申請	(〃)	31
○農用地利用配分計画の認可の申請	(〃)	31
○換地計画の決定	(農地整備課)	32
○平成 27 年 二級建築士試験の試験場所の変更	(建築課)	32
登 載 依 頼		
○警備員等の検定等に関する規則による熊本県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務	(警察本部生活環境課)	32

- 熊本県監査委員が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程…………… (監査委員事務局) 33
- 熊本県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程…………… (病院局総務経営課) 33
- 熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程…………… (") 34
- 熊本県有料駐車場管理規程の一部を改正する規程…………… (企業局総務経営課) 34
- 熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 36
- 熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令…………… (") 37
- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (") 38
- 熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 39
- 熊本県職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則…………… (") 39
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則…………… (教育委員会) 40
- 熊本県立図書館組織規則の一部を改正する規則…………… (") 41
- 熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令…………… (") 42
- 熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令…………… (") 49
- 熊本県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令…………… (") 50
- 熊本県立図書館処務規程の一部を改正する訓令…………… (") 50
- 昭和35年7月1日熊本県教育委員会告示第14号(熊本県教育委員会公印規程の規定による公印の登録)の一部改正…………… (") 50
- 熊本県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程…………… (選挙管理委員会) 51
- 政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程の一部を改正する規程…………… (") 51
- 政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧請求規程の一部を改正する規程…………… (") 51
- 熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程…………… (") 52
- 熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則の一部を改正する規則…………… (高校教育課) 52
- 熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則…………… (") 53
- 熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則…………… (") 53
- 熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 53

正 誤

- 平成27年3月31日熊本県公報第12400号目次中…………… (農地整備課) 53

告 示

熊本県告示第338号
 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
 平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社M&M	デイサービスセンター明里	合志市幾久富八丁谷1829番地13	平成27年4月1日	通所介護

熊本県告示第339号
 介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
 平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社M&M	デイサービスセ	合志市幾久富八	平成27年	介護予防通所

	ンター明里	丁谷 1 8 2 9 番 地 1 3	4 月 1 日	介護
--	-------	-----------------------	---------	----

熊本県告示第 3 4 0 号

熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領
熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成 5 年熊本県告示第 2 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号中「第 9 6 条の 3 第 1 項」を「第 9 6 条の 6 第 1 項」に、「第 9 6 条の 3 第 2 項」を「第 9 6 条の 6 第 2 項」に改める。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 暴力団の排除に関する措置基準

（暴力団又は暴力団員等との関係）

1 次のいずれかに該当する者である旨の通知が県警察本部からあり、県工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

- （1） 有資格業者又は有資格業者の役員等（建設業法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する役員等をいう。以下同じ。）であって、暴力団員等である者
- （2） 暴力団員等がその事業活動を支配する有資格業者
- （3） 有資格業者又は有資格業者の役員等であって、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

当該認定をした日から 1 2 か月を経過し、かつ、県発注工事等の契約の相手方として適当と認められる状態になるまで

（暴力団又は暴力団員等への利益供与等）

2 次のいずれかに該当する行為が行われた旨の通知が県警察本部からあり、県工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

- （1） 県工事等の契約の相手方が暴力団員等又は暴力団密接関係者であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結する行為
- （2） 有資格業者又は有資格業者の役員等による暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与する行為

当該認定をした日から 3 か月以上 1 2 か月以内

（暴力団又は暴力団員等の利用等）

3 次のいずれかに該当する行為が行われた旨の通知が県警察本部からあり、県工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

- （1） 有資格業者又は有資格業者の役員等による、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力若しくは暴力団員等を利用する行為
- （2） 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用する行為

当該認定をした日から 2 か月以上 6 か月以内

（熊本県暴力団排除条例違反行為）

4 熊本県暴力団排除条例（平成 2 2 年熊本県条例第 5 2 号）に違反し、県工事等の相手方として不適当であると認められるとき。

当該認定をした日から 2 か月以上 6 か月以内

様式第1号中「係る」を「かかる」に改める。

附 則

- この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- この要領の施行前に行われた行為に対する指名停止の適用については、なお従前の例による。

熊本県告示第341号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
サポートセンターSun☆フラワー 荒尾市原万田848番1	社会福祉法人きらきら 玉名市岱明町野口字塚原 666番 西山 敏雄	生活介護、就労継続支援B型	平成27年4月1日

熊本県告示第342号

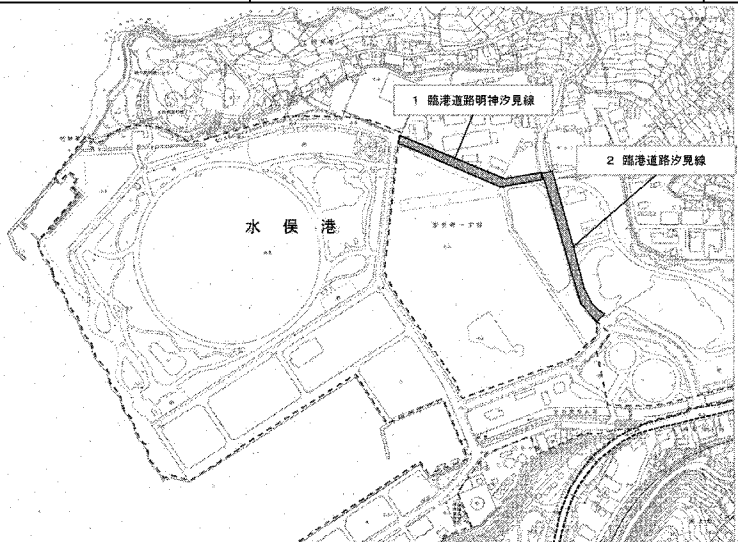
港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり告示し、平成27年4月1日から供用を開始する。

平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 港湾名 水俣港
- 所 在 水俣市汐見町地内
- 概 要

番号	種類	数量	能力
1	臨港道路明神汐見線	延長260.00メートル	アスファルト舗装
2	臨港道路汐見線	延長270.00メートル	アスファルト舗装



熊本県告示第343号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
わかあゆ 八代郡氷川町野津3707-1	株式会社若鮎 八代郡氷川町野津2231 奥田 秀雄	就労継続支援A型	平成27年 4月1日

熊本県告示第344号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 上田尻川（425-1-001）
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村田尻
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 上田尻-1（425-1-001-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村田尻
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 上田尻-2（425-1-001-2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村田尻
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 上田尻-3（425-1-001-3）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村田尻
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 上田尻-4（425-1-001-4）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村田尻
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 上田尻-5（425-1-001-5）
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村田尻
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 上田尻-6（425-1-001-6）
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村田尻
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 8 東田尻-1（425-1-002-1）
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村田尻
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 9 東田尻-2（425-1-002-2）
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村田尻
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 10 東田尻-3（425-1-002-3）
 (1) 土砂災害警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村田尻
 (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 11 下田尻（425-1-003）
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村田尻
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- 部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 南田尻-1 (425-1-004-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村田尻
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 南田尻-2 (425-1-004-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村田尻
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 南田尻-3 (425-1-004-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村田尻
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 南田尻-4 (425-1-004-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村田尻
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 谷片俣1 (425-1-017)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村片俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 南田尻(南田尻1) (425-2-001)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村田尻
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 上田尻1 (425-2-002)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村田尻
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 9 竹の畑 2 (4 2 5 - 2 - 0 0 7)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村田尻
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 0 竹の畑 3 (4 2 5 - 2 - 0 0 8)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村田尻
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 1 竹の畑 4 (4 2 5 - 2 - 0 0 9)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村田尻
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 竹の畑 5 - 1 (4 2 5 - 2 - 0 1 0 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村田尻
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 竹の畑 5 - 2 (4 2 5 - 2 - 0 1 0 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村田尻
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 竹の畑 5 - 3 (4 2 5 - 2 - 0 1 0 - 3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村田尻

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 25 竹の畑5-4(425-2-010-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村田尻
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 26 片俣(425-2-027)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村片俣、大利
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 27 千部塚(425-2-028)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村片俣
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 竹の畑1-1(425-2-034-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村田尻
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 竹の畑1-2(425-2-034-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村田尻
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 谷大利1-1(425-2-042-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村大利
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 1 谷大1-2 (425-2-042-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村大利
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 山中-1 (425-2-043-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村大利
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 山中-2 (425-2-043-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村大利
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 谷大2-1 (425-2-045-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村大利
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 谷大2-2 (425-2-045-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
阿蘇郡産山村大利
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第345号

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程

熊本県防災行政無線管理規程（昭和53年熊本県告示第1038号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「繁根木」を「岩崎」に、「熊本県築地（有明消防）防災行政連絡所」を「熊本県宮内（有明消防）防災行政連絡所」に、「玉名市築地468番地」を「荒尾市宮内字松ヶ浦1027番地9」に、「熊本県山鹿南島（山鹿、植木消防）防災行政連絡所」を「熊本県南島（山鹿消防）防災行政連絡所」に、「熊本県陣内（水俣、芦北消防）防災行政連絡所」を「熊本県ひばりヶ丘（水俣、芦北消防）防災行政連絡所」に、「陣内字北園523番地3」を「ひばりヶ丘3番12号」に、「熊本県東浜町（天草消防）防災行政連絡所」を「熊本県本渡町（天草消防）防災行政連絡所」に、「東浜町8番2号」を「本渡町広瀬1687番地2」に改める。

別表第2の4の(1)の表中

地球局	LASCOM 熊本県熊本スーパーバード可搬地球V65	熊本県熊本港管理事務所	熊本港管理事務所長
地球局	LASCOM 熊本県熊本スーパーバード可搬地球V111	熊本県三角港管理事務所	三角港管理事務所長
地球局	LASCOM 熊本県熊本スーパーバード可搬地球V37	熊本県八代港管理事務所	八代港管理事務所長

を

地球局	LASCOM 熊本県熊本スーパーバード可搬地球V65	熊本県熊本港管理事務所	熊本港管理事務所長
地球局	LASCOM 熊本県熊本スーパーバード可搬地球V37	熊本県八代港管理事務所	八代港管理事務所長

に改める。

別表第2の4の(2)のアの表中

地球局	LASCOM 熊本県熊本スーパーバード可搬地球V10	熊本県水俣防災行政連絡所	水俣市防災主管課長
地球局	LASCOM 熊本県熊本スーパーバード可搬地球V76	熊本県玉名防災行政連絡所	玉名市防災主管課長
地球局	LASCOM 熊本県熊本スーパーバード可搬地球V101	熊本県天草防災行政連絡所	天草市防災主管課長
地球局	LASCOM 熊本県熊本スーパーバード可搬地球V42	熊本県山鹿防災行政連絡所	山鹿市防災主管課長
地球局	LASCOM 熊本県熊本スーパーバード可搬地球V67	熊本県菊池防災行政連絡所	菊池市防災主管課長

を

「

地球局	LASCOM 熊本県熊本スーパーバード可搬地球V10	熊本県水俣防災行政連絡所	水俣市防災主管課長
地球局	LASCOM 熊本県熊本スーパーバード可搬地球V101	熊本県天草防災行政連絡所	天草市防災主管課長
地球局	LASCOM 熊本県熊本スーパーバード可搬地球V67	熊本県菊池防災行政連絡所	菊池市防災主管課長

に、

「

地球局	LASCOM 熊本県熊本スーパーバード可搬地球V83	熊本県菊陽防災行政連絡所	菊陽町防災主管課長
地球局	LASCOM 熊本県熊本スーパーバード可搬地球V50	熊本県南小国防災行政連絡所	南小国町防災主管課長
地球局	LASCOM 熊本県熊本スーパーバード可搬地球V52	熊本県小国防災行政連絡所	小国町防災主管課長

を

「

地球局	LASCOM 熊本県熊本スーパーバード可搬地球V83	熊本県菊陽防災行政連絡所	菊陽町防災主管課長
地球局	LASCOM 熊本県熊本スーパーバード可搬地球V52	熊本県小国防災行政連絡所	小国町防災主管課長

に、

「

地球局	LASCOM 熊本県熊本スーパーバード可搬地球V2	熊本県甲佐防災行政連絡所	甲佐町防災主管課長
地球局	LASCOM 熊本県熊本スーパーバード可搬地球V23	熊本県山都防災行政連絡所	山都町防災主管課長
地球局	LASCOM 熊本県熊本スーパーバード可搬地球V20	熊本県氷川防災行政連絡所	氷川町防災主管課長

を

「

地球局	LASCOM 熊本県熊本スーパーバード可搬地球V2	熊本県甲佐防災行政連絡所	甲佐町防災主管課長
地球局	LASCOM 熊本県熊本スーパーバード可搬地球V20	熊本県氷川防災行政連絡所	氷川町防災主管課長

」

に、

地球局	LASCOM 熊本県熊本ス ーパーバード可搬地 球V55	熊本県山江防災行政連絡所	山江村防災主管課長
地球局	LASCOM 熊本県熊本ス ーパーバード可搬地 球V56	熊本県球磨防災行政連絡所	球磨村防災主管課長
地球局	LASCOM 熊本県熊本ス ーパーバード可搬地 球V78	熊本県苓北防災行政連絡所	苓北町防災主管課長

を

地球局	LASCOM 熊本県熊本ス ーパーバード可搬地 球V55	熊本県山江防災行政連絡所	山江村防災主管課長
地球局	LASCOM 熊本県熊本ス ーパーバード可搬地 球V78	熊本県苓北防災行政連絡所	苓北町防災主管課長

に改める。

別表第2の4の(2)のイの表中

地球局	LASCOM 熊本県熊本ス ーパーバード可搬地 球V122	熊本県山鹿南島（山鹿植木消 防）防災行政連絡所	山鹿植木広域行政事務組 合消防本部通信主管課長
地球局	LASCOM 熊本県熊本ス ーパーバード可搬地 球V124	熊本県原水（菊池消防）防 災行政連絡所	菊池広域連合消防本部通 信主管課長
地球局	LASCOM 熊本県熊本ス ーパーバード可搬地 球V8	熊本県黒川（阿蘇消防）防 災行政連絡所	阿蘇広域行政事務組合消 防本部通信主管課長
地球局	LASCOM 熊本県熊本ス ーパーバード可搬地 球V22	熊本県辺田見（上益城消防） 防災行政連絡所	上益城消防組合消防本部 通信主管課長
地球局	LASCOM 熊本県熊本ス ーパーバード可搬地 球V39	熊本県大村町（八代消防）防 災行政連絡所	八代広域行政事務組合消 防本部通信主管課長
地球局	LASCOM 熊本県熊本ス ーパーバード可搬地 球V30	熊本県陣内（水俣芦北消防） 防災行政連絡所	水俣芦北広域行政事務組 合消防本部通信主管課長
地球局	LASCOM 熊本県熊本ス ーパーバード可搬地 球V57	熊本県下林（人吉下球磨消防） 防災行政連絡所	人吉下球磨消防組合消防 本部通信主管課長

を

地球局	LASCOM 熊本県熊本ス ーパーバード可搬地 球V122	熊本県南島（山鹿消防）防 災行政連絡所	山鹿市消防本部通信主管 課長
地球局	LASCOM 熊本県熊本ス ーパーバード可搬地	熊本県原水（菊池消防）防 災行政連絡所	菊池広域連合消防本部通 信主管課長

	球 V 1 2 4		
地球局	LASCOM 熊本県熊本ス ーパーバード可搬地 球 V 3 9	熊本県大村町（八代消防）防 災行政連絡所	八代広域行政事務組合消 防本部通信主管課長
地球局	LASCOM 熊本県熊本ス ーパーバード可搬地 球 V 5 7	熊本県下林（人吉下球磨消 防）防災行政連絡所	人吉下球磨消防組合消 防本部通信主管課長

に改める。
別表第 2 の 5 の表中

陸上移動局	防災 天消本部	天草広域連合消防本部	天草広域連合消防本部通 信主管課長
-------	---------	------------	----------------------

を

陸上移動局	防災 天消本部	天草広域連合消防本部	天草広域連合消防本部通 信主管課長
陸上移動局	防災 阿蘇消本 部	阿蘇広域行政事務組合消防 本部	阿蘇広域行政事務組合消 防本部通信主管課長
陸上移動局	防災 上消本部	上益城消防組合消防本部	上益城消防組合消防本部 通信主管課長
陸上移動局	防災 水消本部	水俣芦北広域行政事務組合 消防本部	水俣芦北広域行政事務組 合消防本部通信主管課長

に改める。
別表第 2 の 6 の (2) の表中

固定局	三加和雨量	玉名郡和水町上和仁 4 4 3 - 3 2	砂防課長
固定局	県鹿北雨量	山鹿市鹿北町椎持 4 1 6	砂防課長

を

固定局	三加和雨量	玉名郡和水町上和仁 4 4 3 - 3 2	砂防課長
固定局	上長田雨量	玉名郡南関町大字高久野字 境田 5 8 4	砂防課長
固定局	県鹿北雨量	山鹿市鹿北町椎持 4 1 6	砂防課長

に、

固定局	大津雨量	菊池郡大津町古城字四番東 原 9 6 8 - 7 0	砂防課長
固定局	水防阿蘇城山 雨量	阿蘇市一の宮町三野 2 3 5 1	県北広域本部阿蘇地域振 興局土木部工務第一課長

を

固定局	大津雨量	菊池郡大津町古城字四番東 原 9 6 8 - 7 0	砂防課長
固定局	瀬田雨量	菊池郡大津町森 1 0 0 0 番	砂防課長

		地	
固定局	水防阿蘇城山雨量	阿蘇市一の宮町三野 2 3 5 1	県北広域本部阿蘇地域振興局土木部工務第一課長

に、

固定局	水防小池雨量	阿蘇市小池 4 9 8 - 2	県北広域本部阿蘇地域振興局土木部工務第一課長
固定局	波野雨量	阿蘇市波野大字新波野 1 5 1 9	県北広域本部阿蘇地域振興局土木部工務第一課長

を

固定局	水防小池雨量	阿蘇市小池 4 9 8 - 2	県北広域本部阿蘇地域振興局土木部工務第一課長
固定局	荻岳雨量	阿蘇市波野大字中江	県北広域本部阿蘇地域振興局土木部工務第一課長
固定局	波野雨量	阿蘇市波野大字新波野 1 5 1 9	県北広域本部阿蘇地域振興局土木部工務第一課長

に、

固定局	産山雨量	阿蘇郡産山村大字山鹿字赤川 2 1 6 0 - 1	県北広域本部阿蘇地域振興局土木部工務第一課長
固定局	水防前原谷第一雨量	阿蘇郡高森町大字上色見字猫嶽 1 - 1 8	県北広域本部阿蘇地域振興局土木部工務第一課長

を

固定局	産山雨量	阿蘇郡産山村大字山鹿字赤川 2 1 6 0 - 1	県北広域本部阿蘇地域振興局土木部工務第一課長
固定局	野尻雨量	阿蘇郡高森町大字野尻 1 9 8 7 番	県北広域本部阿蘇地域振興局土木部工務第一課長
固定局	水防前原谷第一雨量	阿蘇郡高森町大字上色見字猫嶽 1 - 1 8	県北広域本部阿蘇地域振興局土木部工務第一課長

に、

固定局	西原雨量	阿蘇郡西原村大字河原字大野 4 3 3 2 - 1	砂防課長
固定局	久木野雨量	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 1 4 5 - 3	県北広域本部阿蘇地域振興局土木部工務第一課長

を

固定局	西原雨量	阿蘇郡西原村大字河原字大野 4 3 3 2 - 1	砂防課長
固定局	県午王雨量	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字午王谷 5 2 9 8 番 9 7	県北広域本部阿蘇地域振興局土木部工務第一課長
固定局	県多津山雨量	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字二ノ多津山 1 番 2	県北広域本部阿蘇地域振興局土木部工務第一課長
固定局	久木野雨量	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字東入佐 1 4 5 番 1 3	県北広域本部阿蘇地域振興局土木部工務第一課長

に、

固定局	水防保手が谷第一	阿蘇郡南阿蘇村吉田 2 8 0 5 - 1	県北広域本部阿蘇地域振興局土木部工務第一課長
固定局	砂防御船雨量	上益城郡御船町大字瀧の尾字蜂穴 1 2 0 3 - 2 1	砂防課長

を

固定局	水防保手が谷第一	阿蘇郡南阿蘇村吉田 2 8 0 5 - 1	県北広域本部阿蘇地域振興局土木部工務第一課長
固定局	立野雨量	阿蘇郡南阿蘇村大字立野字古村 1 5 9 3 番 2	砂防課長
固定局	砂防御船雨量	上益城郡御船町大字瀧の尾字蜂穴 1 2 0 3 - 2 1	砂防課長

に、

固定局	清水中継所	上益城郡山都町郷野原 2 3 4 2 - 2 1	砂防課長
固定局	坂本雨量	八代市坂本町荒瀬 3 3 5	砂防課長

を

固定局	清水中継所	上益城郡山都町郷野原 2 3 4 2 - 2 1	砂防課長
固定局	中島雨量	上益城郡山都町中島字東 2 3 3 3 - 2	砂防課長
固定局	水防丸山	上益城郡山都町下名連石字高塚新 4 番 1	砂防課長
固定局	鮎婦雨量	八代市坂本町鮎婦ろ字飛石 9 5 2 番	砂防課長
固定局	坂本雨量	八代市坂本町中谷は字瀬高 3 3 5 番の 2	砂防課長

に、

固定局	黒肥地雨量	球磨郡多良木町大字黒肥地字幸坂 1 0 2 4 4 - 1 0	砂防課長
固定局	湯前雨量	球磨郡湯前町字買元 1 9 8 8 - 1	砂防課長

を

固定局	黒肥地雨量	球磨郡多良木町大字黒肥地字幸坂 1 0 2 4 4 - 1 0	砂防課長
固定局	槻木雨量	球磨郡多良木町大字槻木字猪ノ岳 3 2 4 - 2	砂防課長
固定局	湯前雨量	球磨郡湯前町字買元 1 9 8 8 - 1	砂防課長

に改める。

別表第 3 の 2 の (2) の表中「、三角港管理事務所」を削り、「、防災荒瀬ダム及び、」を「及び」に改める。

附 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県告示第346号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社M&M	居宅介護支援センター明里	合志市幾久富八丁谷1829番地13	平成27年4月1日	居宅介護支援

熊本県告示第347号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人ビハーラ鹿北	ライフサポートかほく	山鹿市鹿北町多久1052番地	平成27年4月1日	居宅介護支援

熊本県告示第348号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県山鹿市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、山鹿市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
山鹿市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第349号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県山鹿市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、山鹿市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
山鹿市（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第350号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 嘉島町
- 2 都市計画事業の種類 熊本都市計画公園事業 4・4・9号 嘉島町運動公園
- 3 事業施行期間 平成20年7月4日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし

熊本県告示第351号

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

平成27年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共工事請負契約約款（平成23年熊本県告示第349号の14）の一部を次のように改正する。

第44条の2第1項第1号中「第49条第1項の規定による」を「第49条に規定する」に改め、「又は第65条若しくは第67条第1項の規定による審決（同法第67条第2項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）」及び「又は審決」を削り、同項第2号中「第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第50条第5項の規定により、」を「第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「同法」を削り、同号を同項第3号とする。

第48条第1項第1号中「第44条の2第1項第4号」を「第44条の2第1項第3号」に改める。

附 則

この約款は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県告示第352号

熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

平成27年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共工事関係業務委託契約約款（平成23年熊本県告示第349号の15）の一部を次のように改正する。

第43条の2第1項第1号中「第49条第1項の規定による」を「第49条に規定する」に改め、「又は第65条若しくは第67条第1項の規定による審決（同法第67条第2項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）」及び「又は審決」を削り、同項第2号中「第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第50条第5項の規定により、」を「第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「同法」を削り、同号を同項第3号とする。

第48条第1項第1号中「第43条の2第1項第4号」を「第43条の2第1項第3号」に改める。

附 則

この約款は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県告示第353号

熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

平成27年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款
 熊本県公共建築設計業務委託契約約款（平成23年熊本県告示第349号の16）の一
 部を次のように改正する。

第42条の2第1項第1号中「第49条第1項の規定による」を「第49条に規定する」
 に改め、「又は第65条若しくは第67条第1項の規定による審決（同法第67条第2項
 による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）」及び「又は審決」を削
 り、同項第2号中「第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命
 令が同法第50条第5項の規定により、」を「第62条第1項に規定する納付命令を行い、
 当該納付命令が」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「同法」を削り、同号を同
 項第3号とする。

第47条第1項第1号中「第42条の2第1項第4号」を「第42条の2第1項第3号」
 に改める。

附 則

この約款は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県告示第354号

熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
 平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款の一部を改正する約款
 熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款（平成23年熊本県告示第349号の17）
 の一部を次のように改正する。

第33条第1項第1号中「第49条第1項の規定による」を「第49条に規定する」に
 改め、「又は第65条若しくは第67条第1項の規定による審決（同法第67条第2項に
 よる該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）」及び「又は審決」を削
 り、第33条第1項第2号中「第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課
 徴金納付命令が同法第50条第5項の規定により、」を「第62条第1項に規定する納付
 命令を行い、当該納付命令が」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「同法」を削り、
 同号を同項第3号とする。

第38条第1項中「第33条第1項第4号」を「第33条第1項第3号」に改める。

附 則

この約款は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県告示第355号

熊本県工事請負建設業者等選定要領の一部を改正する要領を次のように定める。
 平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工事請負建設業者等選定要領の一部を改正する要領
 熊本県工事請負建設業者等選定要領（平成16年熊本県告示第332号）の一部を次の
 ように改正する。

第5条第1項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 電子入札システムへの登録の有無

第5条第2項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 電子入札システムへの登録の有無

別表1及び別表2を次のように改める。

別表1

熊本県工事請負契約に係る指名業者選定の運用基準

指 名 業 者 選 定 の 注 意 事 項	
1 不誠実な 行為の有無	次の事項のいずれかに該当する場合は、指名しないこと。 (1) 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（ 以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止又は建設業法 第28条第3項の規定に基づく営業停止の期間中であること。 (2) 県発注工事に係る請負契約に関し、次の事項のいずれかに該 当し、当該状態が継続していることから契約の相手方として不適 当であると認められること。 ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に従 わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。 イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等 について、関係行政機関等からの情報により下請契約関係が 不適切であることが明確であること。
2 経営状況	会社更生法に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法に基づ

	<p>く再生手続開始の申立てがなされた者で施工能力の確認を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止の事実がある等経営状態が著しく不健全である場合は、指名しないこと。</p> <p>なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。</p>
3 工事成績	<p>(1) 熊本県請負工事成績評定要領に定める工事成績（以下「工事成績」という。）の平均が過去 2 年連続して 6 5 点未満である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 工事成績の平均が過去 2 年連続して 7 5 点以上であること、表彰状又は感謝状を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。</p>
4 当該工事に対する地理的条件	<p>本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
5 手持工事の状況	<p>工事の手持状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
6 当該工事施工についての技術的適性	<p>工事入札参加者資格審査格付等級順位一覧表に記載された技術事項等評価点数を活用するとともに、次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。</p> <p>(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>(4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p>
7 安全管理の状況	<p>(1) 指名停止要領に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 県発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不相当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(4) 県発注工事について過去 2 年間に死亡者の発生及び休業 8 日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、尊重すること。</p>
8 労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不相当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(2) 県発注工事について建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結していないかどうか、又は証紙購入若しくは貼付が不十分かどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重すること。</p>
9 電子入札システムへの登録の有	<p>熊本県電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準に定める利用者登録を行っていない者である場合は指名しないこと。</p>

無	
---	--

別表 2
熊本県工事関係業務委託契約に係る指名業者選定の運用基準

指 名 業 者 選 定 の 注 意 事 項	
1 不誠実な行為の有無	<p>次の事項のいずれかに該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 県発注建設コンサルタント業務等に係る委託契約に関し、当該業務に係る秘密保持を怠る等契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから契約の相手方として不相当であると認められること。</p>
2 経営状況	<p>会社更生法に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者で施工能力の確認を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止の事実がある等経営状態が著しく不健全である場合は、指名しないこと。</p> <p>なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。</p>
3 手持業務の状況	<p>業務の手持状況からみて当該業務を実施する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
4 当該業務実施についての技術的適性	<p>次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該業務と同種又は類似業務について相当の実績があること。</p> <p>(2) 当該業務の遂行に必要な設計、調査等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の類似業務について実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該業務の作業条件と同等と認められる作業条件の業務について実績があること。</p> <p>(4) 当該業務の作業項目に応じ、必要と認められる有資格職員が確保できると認められること。</p>
5 安全管理の状況	<p>(1) 指名停止要領に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 県発注業務について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不相当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
6 労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不相当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(2) 労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重すること。</p>
7 電子入札システムへの登録の有無	<p>熊本県電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準に定める利用者登録を行っていない者である場合は指名しないこと。</p>

附 則
この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 356 号
熊本県工事契約事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工事契約事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県工事契約事務取扱要領（平成21年熊本県告示第618号）の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。
熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領
第1条中「建設工事」の次に「（以下「工事」という。）並びに測量業務、建築関係コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及び公共土木施設の維持管理に係る業務の委託（以下「建設コンサルタント業務等委託」という。）」を加える。

第5条第1項中「工事」の次に「及び200万円未満の建設コンサルタント業務等委託」を加える。

第6条中「ところにより算出するもの」を「額」に改め、同条第1号本文中「予定価格算定の」を「工事及び建設コンサルタント業務等委託（公共土木施設の維持管理に係る業務委託に限る。）」にあっては、予定価格算定の」に、「価格（」を「額（」に改め、「とす」を削り、同号ただし書中「とする。」を削る。

第6条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 建設コンサルタント業務等委託（公共土木施設の維持管理に係る業務委託を除く。）にあっては、別表業務区分の欄に掲げる業務の区分に応じ、同表算定基礎額1の欄から算定基礎額4の欄までに掲げる予定価格算定の基礎となった額を合計して得た最低制限基準価格の額に無作為（ランダム）係数を乗じて算出した額（円未満切捨て）。ただし、地質調査業務委託以外の場合は、最低制限基準価格が予定価格の100分の80を超えるときにあっては予定価格に100分の80を乗じて得た額（円未満切捨て）、最低制限基準価格が予定価格の100分の60に満たないときにあっては予定価格に100分の60を乗じて得た額（円未満切捨て）とし、地質調査業務委託の場合は、最低制限基準価格が予定価格の100分の85を超えるときにあっては予定価格に100分の85を乗じて得た額（円未満切捨て）、最低制限基準価格が予定価格の3分の2に満たないときにあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額（円未満切捨て）

第9条中「7日以内」を「5日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）以内」に改める。

- 附 則
- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成27年6月1日から施行する。
 - 2 この要領による改正後の熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附則の次に、次の別表を加える。

別表（第6条関係）

業務区分	算定基礎額1	算定基礎額2	算定基礎額3	算定基礎額4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額(円未満切捨て)	—
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額(円未満切捨て)	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額(円未満切捨て)
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額(円未満切捨て)	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額(円未満切捨て)
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額(円未満切捨て)	解析等調業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額(円未満切捨て)	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額(円未満切捨て)

補償関係 コンサルタン ト業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に10分の9を乗 じて得た額(円未 満切捨て)	一般管理費等 の額に10分の3 を乗じて得た 額(円未満切捨 て)
-----------------------	---------	--------	--	---

熊本県告示第357号

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成27年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部を改正する要領

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領（平成17年熊本県告示第1149号）の一部を次のように改正する。

第1条中「母子・父子福祉団体」の次に「、就労支援事業者」を加える。

第2条第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 就労支援事業者 県内に住所を有する事業者であつて、令第167条の2第1項第3号に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（以下この号において「就労訓練施設」という。）において、次に掲げる事項を行う事業者

ア 使用される者が主として生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）である就労訓練施設（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。以下「認定生活困窮者就労訓練施設」という。）において行う物品の製作

イ 就労訓練施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業のうち、使用される者が主として生活困窮者である事業に係る役務の提供

第3条第1項第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 就労訓練事業者から認定生活困窮者就労訓練施設において製作された物品を買い入れる場合又は前条第4号イの役務の提供を受ける場合にあつては、別記第5号中製作する物品の欄に登録されている物品又は提供できる役務の欄に登録されている役務

第5条第1項第4号中「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改め、同号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 就労訓練事業者名簿（別記第5号様式）

第6条第1項中「別記第6号様式」を「別記第7号様式」に改め、同項第3号中「第3号」を「第5号」に、「又は母子・父子福祉団体」を「、母子・父子福祉団体、就労訓練事業者又は新商品販売者」に改める。

第7条第1項第3号中「別記第7号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条第2項第3号中「別記第8号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条第3項第3号中「別記第9号様式」を「別記第10号様式」に改める。

別表中「

母子・父子福祉団体	子ども家庭福祉課
-----------	----------

を

母子・父子福祉団体	就労訓練事業者
-----------	---------

子ども家庭福祉課
社会福祉課」に改める。

別記第1号様式中「障害者支援施設等」を「障害者支援施設及び就労訓練事業者」に改める。

別記第9号様式を別記第10号様式とし、別記第8号様式を別記第9号様式とする。

別記第7号様式中「母子・父子福祉団体」を「母子・父子福祉団体、就労訓練事業者」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第6号様式を別記第7号様式とし、別記第5号様式を別記第6号様式とし、別記第4号様式の次に次の様式を加える。

る。

(7) その他知事が必要と認める事項

別表の1の表中「ISO」を「ISO等」に、「育児・介護制度の状況 2点」を

育児・介護制度の状況	2点
社会保険等加入状況	0点

に改める。

別表の2の表中

障害者雇用状況		ISO取得状況		育児・介護制度の状況	
無	有	無	有	無	有
0	2	0	2	0	2

障害者雇用状況		ISO等取得状況		育児・介護制度の状況	
無	有	無	有	無	有
0	2	0	2	0	2

を 社会保険等加入状況 健康保険 厚生年金 雇用保険 に改める。

未加入	加入済み又は加入義務なし	未加入	加入済み又は加入義務なし	未加入	加入済み又は加入義務なし
- 5	0	- 5	0	- 5	0

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	八代鏡線	八代市横手新町 16番1地先から 八代市古閑中町 2404番2地先まで	前	6.4 ～ 46.0	2276.1	都市計画道路北部幹線の県道区域への編入及び旧道移管
		八代市古閑中町 2484番4地先から 同所 2478番1地先まで		7.2 ～ 7.2		
		八代市横手新町 16番1地先から 八代市古閑中町 2404番2地先まで	後	20.8 ～ 36.0	1535.5	
一般県道	郡築横手線	八代市古閑中町 2404番2地先から 八代市横手新町 16番1地先まで	前	6.4 ～ 46.0	2276.1	
		八代市古閑中町 2478番1地先から 同所 2484番4地先まで		7.2 ～ 7.2		
		八代市古閑中町 2404番2地先から	後	20.8 ～	1535.5	

		八代市横手新町 16番1地先まで	36.0		
--	--	---------------------	------	--	--

2 区域を変更する期日 平成27年4月2日

熊本県告示第361号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により昭和61年12月23日熊本県告示第958号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した穴の口地区急傾斜地崩壊危険区域を廃止するので、当該告示の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

5を削り、6から26までを5から25までとする。

熊本県告示第362号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

穴の口地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱14号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・大字・字	番地
1	玉名市	天水町小天字穴の口	8066-1
2	〃	天水町小天字新立石	6580-1
3	〃	〃	6577-1
4	〃	〃	6576-1地先（里道）
5	〃	天水町小天字呑崎	913
6	〃	〃	904
7	〃	〃	903
8	〃	〃	882-1
9	〃	〃	870-1
10	〃	〃	866-1
11	〃	天水町小天字部田	851-2
12	〃	天水町小天字穴の口	8056
13	〃	〃	8060
14	〃	〃	8064

熊本県告示第363号

路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本菊鹿線	菊池市七城町高島字島の上 472番2地先から 菊池市七城町加恵字鳥井木 137番地先まで	前	3.5 ～ 64.6	951.9	旧道移管
		菊池市七城町高島字島の上 469番1先から 菊池市七城町加恵字鳥井木 137番地先まで		13.7 ～ 33.0		

		菊池市七城町高島字島の上 469番1先から 菊池市七城町加恵字鳥井木 137番地先まで	後	13.7 ～ 33.0	551.4	
--	--	--	---	-------------------	-------	--

2 区域を変更する期日 平成27年3月31日

熊本県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	球磨郡五木村甲字溝口 3726番地先から 球磨郡五木村甲字野々脇 653番1地先まで	前	3.3 ～ 46.2	11,470.1	旧道 移管 に係 る引 継工 事
			後	3.3 ～ 46.2	11,465.9	
主要地方道	宮原五木線	球磨郡五木村乙字高野鶴 433番7地先から 球磨郡五木村甲字下手 2898番地先まで	前	4.7 ～ 14.3	695.2	
			後	4.7 ～ 19.4	695.2	

2 区域を変更する期日 平成27年3月31日

熊本県告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	球磨郡五木村甲字溝口 3726番地先から 球磨郡五木村甲字野々脇 653番1地先まで	前	3.3 ～ 46.2	11,465.9	旧道 移管
			後	0.0 ～ 0.0	0.0	
主要地方道	宮原五木線	球磨郡五木村乙字高野鶴 433番7地先から 球磨郡五木村甲字下手 2898番地先まで	前	4.7 ～ 19.4	695.2	
			後	0.0 ～ 0.0	0.0	

2 区域を変更する期日 平成27年3月31日

公 告

熊本県公告第199号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1305号	炭酸カルシウム肥料	24.0炭酸苦土石灰肥料	アルカリ分：64.0 く溶性苦土：24.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町四丁目78番地	平成33年4月9日

熊本県公告第200号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により八代市から八代都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第201号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により八代市から八代都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第202号

県営中島地区（金内換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧の期間 平成27年4月1日から
平成27年4月28日まで
- 縦覧の場所 山都町役場
- 縦覧に供する書類の名称
(1) 換地設計書
(2) 各筆換地明細書
(3) 清算金明細書
(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第203号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 処分をした日
平成27年3月20日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
(1) 株式会社五大

- 八代市松崎町31番地1
代表取締役 内田 博次
熊本県知事許可(般-22)第12700号
(2) 株式会社エコ・九州
菊池郡菊陽町津久礼173番地12
代表取締役 三池 功二
熊本県知事許可(般-22)第16016号

- 3 処分の内容
建設業法第29条の2第1項の規定による許可の取消し
- 4 処分の原因となつた事実
2の建設業者については、営業所の所在地又は当該建設業者の所在を確知できず、その旨を平成26年3月18日付け熊本県公告第155号で公告したが、その公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。
このことが、建設業法第29条の2第1項に規定する許可の取消し要件に該当すると認められる。
- 5 教示
この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に異議申立てをすることができる。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなる。
また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この処分があつたことを知った日(当該処分につき異議申立てをした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となる。)処分の取消の訴えを提起することができる。
なお、この処分があつたことを知った日又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

熊本県公告第204号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字広崎字花立1037番8
1,536.34平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区沼山津四丁目6番63号
福島 周一

熊本県公告第205号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字下堀川5955番1、5955番3の一部、5955番2の一部及び里道の一部
1,513.99平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区保田窪本町4番32号
有限会社クリエイト

熊本県公告第206号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北一丁目3921番4、同3933番1、同3933番4及び同3942番1
2,106.07平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市北区武蔵ヶ丘五丁目2番18号

有限会社ナイトウコーポレーション

熊本県公告第207号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 菊池郡菊陽町大字原水字上大谷3786番2の一部、同3791番1、同3791番2、同3792番1、同3792番2、同3792番3、同3793番、同3794番、同3795番3、同3795番4、同3795番5、同3795番6、同3802番4の一部、同3802番5の一部、同3802番9の一部、同3802番14の一部、同3802番27、同3802番28の一部、同字下大谷3880番2の一部、同3880番20、同3880番21、同3880番22の一部及び里道の一部
 21, 480.27平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 菊池郡菊陽町大字久保田2800番地
 菊陽町

熊本県公告第208号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 合志市豊岡字北拾町2000番1250及び2000番2481
 497.94平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 熊本市中央区島崎一丁目1-38 エクセル島崎103号
 林 信太郎

熊本県公告第209号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
東 誠一	熊本市南区南高江一丁目	熊本市南区御幸西無田町字北無田433番1ほか8筆
ソウヨウファーム株式会社	熊本市南区御幸西無田町	熊本市南区御幸笛田町字年神1327番1ほか15筆
上田 隆幸	熊本市南区富合町大町	熊本市南区富合町大町字前田253番ほか1筆
成松 憲一	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町永字外皿3番1ほか7筆

- 2 認可年月日
 平成27年3月24日

熊本県公告第210号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	

農事組合法人 熊本すぎかみ 農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町坂野字大道下19番 ほか120筆
農事組合法人 熊本すぎかみ 農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町高字塘道1003番 ほか1筆

2 認可年月日
平成27年3月24日

熊本県公告第211号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年3月31日から同年4月13日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 みのり会	葦北郡芦北町大字大野	葦北郡芦北町大字國見字上堂園140番2ほか3筆
株式会社それ いゆアグリ	葦北郡芦北町大字宮崎	葦北郡芦北町大字芦北字塩屋田尻2649番ほか2筆
井川 誉	葦北郡芦北町大字米田	葦北郡芦北町大字米田字山口474番1ほか2筆
鳥江 修一	葦北郡芦北町大字米田	葦北郡芦北町大字米田字山口469番
株式会社百木 ファーム	葦北郡芦北町大字米田	葦北郡芦北町大字米田字山口470番ほか27筆

2 申請年月日
平成27年3月6日

熊本県公告第212号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年3月31日から同年4月13日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
梶原 慶三	菊池市七城町加恵	菊池市七城町加恵字松の本671番1ほか3筆
田中 幸博	阿蘇市狩尾	阿蘇市狩尾字中原97番ほか5筆
井 慶次	阿蘇市黒川	阿蘇郡産山村大字田尻字西内入1250番1ほか2筆
沖 徹信	上益城郡御船町高木	上益城郡甲佐町大字吉田字吉田第一371番1ほか5筆
木下 一己	熊本市南区城南町陳内	上益城郡甲佐町大字府領字南原750番1ほか2筆
合同会社あぐ り税所	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字平岩前478番

有限会社球磨テック	球磨郡あさぎり町上北	球磨郡錦町大字西字赤崩534番1ほか1筆
松本 和雄	球磨郡あさぎり町岡原北	球磨郡あさぎり町岡原北字伊勢本768番1ほか2筆
唐津 秀尚	球磨郡あさぎり町岡原北	球磨郡あさぎり町岡原北字伊勢本912番1
深松 守	球磨郡あさぎり町岡原北	球磨郡あさぎり町岡原南字福ノ原1388番ほか8筆
西田 義和	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字中ノ口301番1ほか1筆

2 申請年月日
平成27年3月16日

熊本県公告第213号

県営南田島・佐野地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成27年4月1日から平成27年4月28日まで
- 2 縦覧の場所 熊本市役所、菊池市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地等明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第214号

平成27年二級建築士試験の試験場所を次のように変更する。
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

変更前	変更後
3 試験場所 (2) 設計製図の試験 東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号	3 試験場所 (2) 設計製図の試験 熊本学園大学 熊本市中央区大江二丁目5号1番

登載依頼

熊本県公安委員会告示第1号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、熊本県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線名に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成27年10月1日から施行する。
なお、平成18年12月15日熊本県公安委員会告示第26号（警備員等の検定等に関する規則による熊本県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）は平成27年9月30日限り、廃止する。
平成27年3月31日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

路 線 名	区 間
一般国道3号	熊本県の全域（熊本市北区植木町舞尾字前畑680番3地先から熊本市北区植木町鑑田字野入988番1地先までの間を除く。）
一般国道57号	熊本県の全域

一般国道 2 0 8 号	熊本県の全域
一般国道 2 1 8 号	熊本県の全域
一般国道 2 1 9 号	熊本県の全域
一般国道 2 6 6 号	熊本県の全域
一般国道 3 2 4 号	熊本県の全域
一般国道 3 2 5 号	熊本県の全域
一般国道 3 8 7 号	熊本県の全域 (阿蘇郡小国町の全域を除く。)
一般国道 3 8 9 号	熊本県の全域
一般国道 4 4 3 号	熊本県の全域
一般国道 5 0 1 号	熊本県の全域
主要地方道熊本玉名線	熊本県の全域
主要地方道八代鏡宇土線	熊本県の全域
主要地方道玉名山鹿線	熊本県の全域
主要地方道熊本高森線	熊本県の全域 (阿蘇郡高森町の全域を除く。)
主要地方道大津植木線	熊本県の全域
主要地方道熊本益城大津線	熊本県の全域
主要地方道熊本菊鹿線	熊本県の全域
主要地方道八代鏡線	熊本県の全域
一般県道辛川鹿本線	熊本県の全域
一般県道田迎木原線	熊本県の全域
一般県道益城菊陽線	熊本県の全域
一般県道八代港大手町線	熊本県の全域
一般県道川尻宇土線	熊本県の全域
一般県道住吉熊本線	熊本県の全域
一般県道八代不知火線	熊本県の全域

熊本県監査委員が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

熊本県監査委員 松 見 辰 彦
 同 竹 中 潮
 同 氷 室 雄一郎
 同 佐 藤 雅 司

熊本県監査委員告示第 2 号

熊本県監査委員が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

熊本県監査委員が取り扱う個人情報の保護等に関する規程(平成 13 年熊本県監査委員告示第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県病院局管理規程第 2 号

熊本県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

熊本県病院事業管理者 河 野 靖

熊本県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程
 熊本県病院事業の設置等に関する条例施行規程 (平成 2 0 年熊本県病院局管理規程第 1

号)の一部を次のように改正する。
 第2条第2号中「土曜日の午後」を「土曜日」に改める。
 第3条中「、土曜日は午前9時から正午まで」を削る。
 附 則
 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県病院局管理規程第3号

熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成27年3月31日

熊本県病院事業管理者 河野 靖

熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程
 熊本県病院局職員の給与に関する規程（平成20年熊本県病院局管理規程第5号）の一
 部を次のように改正する。

- 第2条本文中「第17条」の次に「第1項」を加え、同条に次の2項を加える。
- 2 条例第17条第2項に規定する手当の額は、別表第3に掲げる区分に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額とする。
- | | | |
|-----|----|--------|
| (1) | 1種 | 6,000円 |
| (2) | 2種 | 5,500円 |
| (3) | 3種 | 5,000円 |
| (4) | 4種 | 4,500円 |
| (5) | 5種 | 4,000円 |
| (6) | 6種 | 3,500円 |
| (7) | 7種 | 3,000円 |
- 3 条例第17条第1項の勤務をした後、引き続いて条例第17条第2項の勤務をした管
 理監督職員（条例第5条に規定する管理監督職員をいう。）には、その引き続く勤務に
 係る条例第17条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。
 附 則
 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第3号

熊本県有料駐車場管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成27年3月31日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県有料駐車場管理規程の一部を改正する公営企業管理規程
 熊本県有料駐車場管理規程（昭和55年熊本県公営企業管理規程第4号）の一部を次のよ
 うに改正する。

- 第2条第2項中「管理者」を「知事」に改める。
 第3条の見出し中「管理者」を「知事」に改め、同条中「熊本県有料駐車場料金徴収条
 例」を「熊本県有料駐車場管理条例」に、「第2条」を「第3条」に、「管理者」を「知
 事」に改める。
 第4条及び第4条の2を次のように改める。
 （熊本県営有料駐車場の定期駐車等）
- 第4条 条例第4条第1項に規定する熊本県営有料駐車場の定期使用料による駐車場の利
 用（以下「定期駐車」という。）を申込み者は、定期駐車申込書（別記第1号様式）
 を知事に提出し、受け付けられたときに、利用期間分の定期使用料を現金でもって納
 入しなければならない。
- 2 知事は、別に定める定期駐車利用台数の範囲内で、申込み順位に従って定期駐車を受
 け付けるものとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 定期駐車の利用できる期間は、6箇月以内とする。ただし、利用期間満了時に、当該
 利用者が第8項及び第10条第1項の各号の一に該当しないときは、利用を更新する
 ことができる。
- 4 条例第4条第1項に規定する熊本県営有料駐車場のその他知事が定める定期及び1台
 1月につき知事が定める額は、次の表のとおりとする。

区 分	金 額
屋上終日定期	1台1月につき 22,000円

- 5 知事は、第1項の手続きを完了した者に、定期駐車券を発行するものとする。
 6 定期駐車券の種類は、終日定期駐車券（別記第2号様式）、昼間定期駐車券（別記第
 3号様式）、夜間定期駐車券（別記第4号様式）及び屋上終日定期駐車券（別記第5
 号様式）とする。
 7 定期駐車券は、当該定期駐車券に記載した利用者及び車輛番号の自動車以外は使用す
 ることができない。ただし、法人等の利用であって、知事が特に必要と認めた場合に
 限り、別に定める手続により、駐車しようとする自動車の車輛番号を記載することな
 く、使用することができる。
 8 知事は、定期駐車を行う者が前項の規定に違反した場合その他定期駐車券を不正に使

9 用した場合は、当該定期駐車券の使用を停止し、又は無効とすることができる。定期駐車券は、再発行し、又は紛失したとき、当該定期駐車券の発行を受け、定期駐車券再発行申請書（別記第6号様式）により知事に申請し、再発行を受けるものとする。

第4条の2 第2条第4条第1項に規定する熊本県営第二有料駐車場の終日定期を申込み者は、熊本県営第二有料駐車場に終日定期駐車申込み書（別記第1号の2様式）を知事に提出し、受付けられたとき、1箇月分の定期使用料と定期使用料の1箇月分に相当する金額の契約保証金を合計した金額を現金でもって納入するとともに、知事が別に定める熊本県営第二有料駐車場賃貸借契約（以下「契約」という。）を締結しなければならない。

2 知事は、別に定める終日定期駐車利用台数の範囲内で、申込み順位に従って終日定期を受け付けるものとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 第1項の手続きを完了した者は、これ以降の定期使用料は、利用する月の前月末日までに、現金又は知事が指定する方法でもって納入しなければならない。

4 終日定期の利用者は、契約で指定された区画に駐車しなければならない。

5 終日定期の利用できる期間は、6箇月以内とする。ただし、契約期間満了時に、当該利用者が第10条第1項の各号の一に該当しないとき及び契約の内容に違反しないときは、契約を更新することができる。

6 第1項に規定する契約保証金は、利用者が知事から指定された区画を明け渡したときはこれを還付しなければならない。ただし、未納の定期使用料又は損害賠償金があるときは、契約保証金のうちからこれを控除することができる。

第5条の見出しを「（回数券等）」に改め、同条中「別記第6号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前払式駐車券の様式は、別記第7号の2様式のとおりとする。

第6条を次のように改める。

第6条 熊本県営有料駐車場の利用（利用手続）
 6 熊本県営有料駐車場の利用しようとする者は、駐車券（別記第8号様式）の交付を受け、入庫しなければならない。ただし、定期駐車券利用者にあつては、定期駐車券により入庫することができ、入庫するときに駐車券を提出し、所要の使用料を現金又は回数券等で納入しなければならない。ただし、定期駐車券利用者にあつては、定期駐車券を提示し、必要に応じ不足する使用料を現金又は回数券等で納入しなければならない。

2 熊本県営有料駐車場を利用した者は、出庫するときに駐車券を提出し、所要の使用料を現金又は回数券等で納入しなければならない。ただし、定期駐車券利用者にあつては、定期駐車券を提示し、必要に応じ不足する使用料を現金又は回数券等で納入しなければならない。

3 熊本県営有料駐車場における定期駐車は、駐車場所を特定し、又は優先して駐車させるとして、屋上終日定期にあつては、この限りでない。

第7条の見出しを「（使用料の還付）」に改め、同条第1項中「第5条」を「第6条」に改め、「料金」を「使用料」に、「返還」を「還付」に、「定期料金」を「定期使用料」に改め、同条第2項中「料金」を「使用料」に、「返還」を「還付」に、「料金返還請求書」を「使用料還付請求書」に、「別記第8号様式」を「別記第9号様式」に、「管理者」を「知事」に改める。

第9条の2中「管理者」を「知事」に改める。

第10条第1項中「管理者」を「知事」に改め、同条第2項中「管理者」を「知事」に、「利用の承認を受けた」を「利用を受け付けた」に、「承認」を「受け付け」に改める。

第11条第1項を削り、同条第2項中「管理者」を「知事」に改め、同項を同条とする。

第12条、第13条及び第14条中「管理者」を「知事」に改める。

別記第1号様式中「下記により」を削り、「承認くださるよう申請します」を「下記のとおり申込みます」に、「期間」を「利用期間」に、「熊本県有料駐車場料金徴収条例」を「熊本県有料駐車場管理条例」に改める。

別記第1号の2様式中「熊本県営第二有料駐車場月極定期駐車申込み書」を「熊本県営第二有料駐車場終日定期駐車申込み書」に、「承認くださるよう申請します」を「下記のとおり申込みます」に、「月極定期駐車区分」を「終日定期駐車区分」に、「期間」を「利用期間」に、「熊本県有料駐車場料金徴収条例」を「熊本県有料駐車場管理条例」に改め、「下記により」を削る。

別記第4号の2様式 削除

別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

別記第5号様式(第4条関係)

屋上終日定期駐車券

縦
85
ミリ
メー
トル

↑

No. _____

屋 上 終 日 定 期 券

有効期間 年 月 日から
 年 月 日まで

駐車区画

氏 名

車両番号

熊本県営有料駐車場

横 57ミリメートル
(裏)

- 1 入庫の際は本券を発行機の定期券リーダに挿入して下さい。
- 2 出庫の際は本券を係員にお渡し下さい。
- 3 車両登録番号以外は通用いたしません。
- 4 通用期間が切れたり不用になった場合は必ずお返し下さい。

熊本県営有料駐車場

☎ 860-0801熊本市中央区安政町3番9号

別記第5号様式を別記第6号様式とし、「承認期間」を「利用期間」に改め、「備考申請理由が盗難又は災害の場合は、警察署等の発行する盗難及び災害を証する書面を添付すること。」を削る。

別記第5号の2様式 削除。

別記第6号様式(その1)を別記第7号様式とする。

別記第6号様式(その2)を別記第7号の2様式とする。

別記第7号様式を別記第8号様式とする。

別記第8号様式を別記第9号様式とし、「料金返還請求書」を「使用料還付請求書」に、「熊本県有料駐車場料金徴収条例第5条」を「熊本県有料駐車場管理条例第6条」に、「料金」を「使用料」に、「返還」を「還付」に、「返還金」を「還付金」に、「承認期間」を「利用期間」に改める。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

熊本県人事委員会委員長 成 瀬 公 博

熊本県人事委員会規則第12号

熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則(平成13年熊本県人事委員会規則第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成27年3月31日

熊本県人事委員会委員長 成瀬 公博

熊本県人事委員会訓令第1号

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
熊本県人事委員会事務局処務規程（昭和58年熊本県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
別表第1の5職員の給与その他の勤務条件に関する事務の項を次のように改める。

<p>5 職員の給与その他の勤務条件に関する事務</p>	<p>1 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）第10条第1項及び第2項並びに第16条条3項の規定に基づく承認に関すること。</p> <p>2 熊本県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年熊本県条例第50号）第10条第2項の規定に基づく承認に関すること。</p> <p>3 熊本県職員等の給与簿に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第13号）第13条の規定に基づく指定又は承認に関すること。</p> <p>4 「住居手当の運用について」（昭和49年12月23日付け人委第530号）規則第6条関係第3項の規定に基づく協議に関すること。</p> <p>5 熊本県職員の通勤手当に関する規則（昭和33年熊本県人事委員会規則第9号）第10条、第15条及び第16条第1号に規定する人事委員会が認めるものに関すること。</p> <p>6 「通勤手当の運用について」（昭和33年10月21日付け人委第615号）第11条関係に規定する人事委員会が認める住居、第12条関係第3号並びに第16条関係第2項第1号及び第4号に規定する人事委員会が認めるもの並びに第17条の3関係第1項第2号に規定する人事委員会が認める事由に関すること。</p> <p>7 熊本県職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年熊本県人事委員会規則第2号）第5条第2項第2号から第6号までに規定する人事委員会が認めるものに関すること。</p> <p>8 「単身赴任手当の運用について」（平成2年3月23日付け人委第551号）規則第5条関係第5項第1号、第2号、第6号及び第7号に規定する人事委員会が認めるもの並びに規則第8条関係第3項の規定に基づく協議に関すること。</p> <p>9 「期末手当及び勤勉手当の支給について」（昭和38年12月25日付け人委第792号）第31項第6号の規定に基づく協議に関すること。</p> <p>10 「任期付職員の採用等に関する規定の運用について」（平成15年3月26日付け人委第1061号）任期付職員条例第7条第4項及び任期付職員規則第5条関係第2項の規定に基づく協議に関すること。</p> <p>11 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号）第2条第5項の規定に基づく承認並びに第4条第2項及び第17条の規定に基づく協議に関すること。</p> <p>12 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成</p>
------------------------------	---

	7年熊本県人事委員会規則第2号)第3条の2の規定に基づく協議及び第23条の規定に基づく承認に関すること。
--	--

附 則
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月31日

熊本県人事委員会委員長 成瀬 公博

熊本県人事委員会規則第13号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年熊本県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表市町村の表水俣市の部教育委員会の項を次のように改める。

教育委員会	事務局	教育次長 課長 教育総務課課長補佐 総務係長
	中学校	校長 教頭 主任事務長 事務長
	小学校	校長 教頭 主任事務長 事務長

別表市町村の表天草市の部教育委員会の項中「教育長 部長」を「部長」に改め、同表宇城市の部教育委員会の項中「教育長 部長」を「部長」に改め、同表阿蘇市の部教育委員会の項中「教育長 部長」を「部長」に改め、同表美里町の部教育委員会の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表玉東町の部教育委員会の項中「教育長 局長」を「局長」に改め、同表和水町の部教育委員会の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表南関町の部町長部の項を次のように改める。

町長部局	本庁(会計課を含む。) 老人ホーム 南町民センター	課長 会計管理者 審議員 荘長 審議員 所長 審議員
------	---------------------------------	----------------------------------

別表市町村の表南関町の部教育委員会の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表長洲町の部教育委員会の項中「教育長 部長」を「部長」に改め、同表大津町の部教育委員会の項中「教育長 次長」を「次長」に改め、同表南小国町の部教育委員会の項中「教育長 局長」を「局長」に改め、同表産山村の部教育委員会の項中「教育長 局長」を「局長」に改め、同表高森町の部教育委員会の項中「教育長 局長」を「局長」に改め、同表南阿蘇村の部教育委員会の項中「教育長 局長」を「局長」に改め、同表西原村の部教育委員会の項中「教育長 局長」を「局長」に改め、同表御船町の部教育委員会の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表嘉島町の部教育委員会の項中「教育長 総括審議員」を「総括審議員」に改め、同表益城町の部教育委員会の項中「教育長 審議員」を「審議員」に改め、同表甲佐町の部教育委員会の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表山都町の部教育委員会の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表芦北町の部教育委員会の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改め、同表津奈木町の部教育委員会の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表錦町の部教育委員会の項を次のように改める。

教育委員会	事務局	次長 課長 審議員
	中学校	校長 教頭 主任事務長 事務長
	小学校	校長 教頭 主任事務長 事務長

別表市町村の表あさぎり町の部教育委員会の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表多良木町の部教育委員会の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表湯前町の部教育委員会の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表水上村の部教育委員会の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表相良村の部教育委員会の項中「教育長 局長」を「局長」に改め、同表五木村の部教育委員会の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表山江村の部教育委員会の項の次に次のように加える。

農業委員会事務局	局長
----------	----

別表市町村の表球磨村の部教育委員会の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表苓北町の部教育委員会の項中「教育長 課長」を「課長」に改める。

別表一部事務組合の表氷川町及び八代市中学校組合の項中「教育長 課長」を「課長」に改める。

附 則

イ 4号給及び5号給 5,000円
 ウ 2号給及び3号給 4,000円
 エ 1号給 3,000円

2 一般職員給与条例第15条の3第1項又は県立学校の給与条例第15条の2第1項の勤務をした後、引き続き同一職を管理監督職員及び研究員に勤務し、その引き続き勤務の規程に第15条の2第2項及び県立学校給与条例第15条の2第2項の規定による管理職員の特別勤務手当を支給しない。則ちこの規則は、公布の日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。
 平成27年3月31日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

熊本県教育委員会規則第4号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(熊本県教育委員会会議規則の一部改正)
 第1条 熊本県教育委員会会議規則(昭和31年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「)第15条」を「。以下「法」という。)第16条」に改める。
 第2条第1項、第3項及び第4条中「委員長」を「教育長」に改める。
 第5条中「委員長」を「法第14条第2項に定めるもののほか、教育長」に改め、「又は委員2名以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して請求があったとき」を削る。
 第6条第1項、第2項及び第7条中「委員長」を「教育長」に改める。
 第10条第1項中「記載する」を「記載し、これを公表する」に改め、同条第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

(熊本県教育委員会公告式規則の一部改正)
 第2条 熊本県教育委員会公告式規則(昭和31年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。
 以下「教育長」という。)に改める。
 第3条中「委員長名」を「教育長名」に、「委員長印」を「教育長印」に改める。

(熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部改正)
 第3条 熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則(昭和36年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改める。

(熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)
 第4条 熊本県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和39年教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

本則中「第50条」を「第33条」に改める。

(熊本県教育長職務代行者の指定に関する規則の廃止)
 第5条 熊本県教育長職務代行者の指定に関する規則(昭和59年教育委員会規則第7号)は、廃止する。

(熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第6条 熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第19条第4項」を「第18条第4項」に改める。

(熊本県教育委員会会議傍聴人規則の一部改正)
 第7条 熊本県教育委員会会議傍聴人規則(平成13年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項、第2項、第3条第1項第3号、第4条第1項第6号、第5条第1項及び第2項第1号並びに第6条中「委員長」を「教育長」に改める。

(熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正)
 第8条 熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(平成20年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第1項」を「第25条第1項」に改める。

第2条第1項第7号中「法第27条」を「法第26条」に改め、第12号中「教科用図書採択の基本方針」を「県立学校教科用図書採択の基本方針及び教科用図書の採択」に改める。

第2条第1項中第24号を第25号とし、第14号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 県立学校生徒募集定員の決定

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第2条 この規則の施行の際現に在職する熊本県教育委員会の教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)(以下「改法」という。)の附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により熊本県教育委員会規則第1条、第2条、第4条、第5条、第6条及び第7条並びに第10条第2項の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の熊本県教育委員会会議規則第1条、第2条、第4条、第5条、第6条及び第7条並びに第10条第2項の規定は、なおその効力を有する。

第3条 この規則の施行の際現に在職する熊本県教育委員会の教育長が改法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により熊本県教育委員会の委員として在職する間は、第2条の規定による改正後の熊本県教育委員会公告式規則第1条、第2条及び第3条の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の熊本県教育委員会公告式規則第1条、第2条及び第3条の規定は、なおその効力を有する。

第4条 この規則の施行の際現に在職する熊本県教育委員会の教育長が改法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により熊本県教育委員会の委員として在職する間は、第3条の規定による改正後の熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則第1条の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則第1条の規定は、なおその効力を有する。

第5条 この規則の施行の際現に在職する熊本県教育委員会の教育長が改法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により熊本県教育委員会の委員として在職する間は、第5条の規定は適用せず、第5条の規定による廃止前の熊本県教育長職務代行者の指定に関する規則は、なおその効力を有する。

第6条 この規則の施行の際現に在職する熊本県教育委員会の教育長が改法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則第2条の規定は適用せず、第6条の規定による改正前の熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則第2条の規定は、なおその効力を有する。

第7条 この規則の施行の際現に在職する熊本県教育委員会の教育長が改法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により熊本県教育委員会の委員として在職する間は、第7条の規定による改正後の熊本県教育委員会会議傍聴人規則第2条、第3条、第4条及び第5条並びに第6条の規定は適用せず、第7条の規定による改正前の熊本県教育委員会会議傍聴人規則第2条、第3条、第4条及び第5条並びに第6条の規定は、なおその効力を有する。

第8条 この規則の施行の際現に在職する熊本県教育委員会の教育長が改法附則第2条第1項の規定による改正後の熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第1条及び第2条(第1項第12号及び第14号から第24号までの規定を除く。)の規定は適用せず、第8条の規定による改正前の熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第1条及び第2条(第1項第12号及び第14号から第24号までの規定を除く。)の規定は、なおその効力を有する。

熊本県立図書館組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

熊本県教育委員会規則第5号

熊本県立図書館組織規則の一部を改正する規則

(熊本県立図書館組織規則の一部改正)

第1条 熊本県立図書館組織規則(昭和33年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「総務課」の次に「学芸調査課」を加える。
 附 則
 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第4号

本 庁 各 課
 各 地 方 機 関

熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成27年3月31日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県教育庁処務規程（昭和36年熊本県教育委員会訓令第48号）の一部を次のよう
 に改正する。

第14条中「熊本県教育庁文書規程（昭和36年熊本県教育委員会訓令第50号）第2
 0条」を「熊本県教育委員会行政文書管理規程（平成24年教育委員会訓令第4号）第2
 6条」に改める。

別表第4（第6条、第8条関係）中
 「

教育 総務 局	学校人 事課	5 子ど も手当に 関すること。				1 教育 庁等の職 員に対す る子ども 手当の支 給及び不 正利得の 徴収に関 すること。 2 学校 職員に対 する子ど も手当の 認定、支 給及び不 正利得の 徴収に関 すること。	
---------------	-----------	------------------------	--	--	--	--	--

を削り、第6号を第5号とし、第7号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

教育 指導 局	高校教 育課	1 県立 学校にお ける教育 に関し、次 に掲げる 事務を行 うこと。					
---------------	-----------	---	--	--	--	--	--

を

教育 指導 局	高校教 育課	1 県立 高等学校 及び県立 中学校に おける教 育に関し、 次に掲げ る事務を 行うこと。					
---------------	-----------	--	--	--	--	--	--

に、

「

教育指導局	高校教育課	(4) 学校の入学者選抜に関する事 こと。	1 県立 高等学校 及び県立 中学校の 募集定員 に関する こと。			1 県立 高等学校 及び県立 中学校の 入学者選 抜要項に 関するこ と。	
		(5) 教科 用図書そ の他の教 材の取扱 いに関する こと。				1 教科 書の補充 用として 使用する 教科用図 書の届出 の受理に 関するこ と。	
		(6) 学校 図書館に 関すること 。					
		(7) 児童、 生徒の就 学に関する こと。					
		(8) 児童、 生徒の表 彰に関する こと。					
		(9) 学校 教育研究 団体に関 すること。					
		(10) その 他学校教育 の指導に 関すること 。				1 学校 行事の計 画の承認 に関する こと。	

を

」

教育指導局	高校教育課	(4) 学校の入学者選抜に関する事 こと。				1 入学 者選抜要 項に関する こと。	
		(5) 募集 定員に関 すること。					
		(6) 教科 用図書そ の他の教 材の取扱 いに関する こと。				1 教科 書の補充	

		の他の教材の取扱いに関する事 こと。				用として使用する教科用図書の届出の受理に関する事 こと。		に、
		(7) 学校図書館に関する事 こと。						
		(8) 生徒の就学に関する事 こと。						
		(9) 生徒の表彰に関する事 こと。						
		(10) 学校教育研究団体に関する事 こと。						
		(11) その他学校教育の指導に関する事 こと。				1 学校行事の計画の承認に関する事 こと。		
「								
教育指導局	高校教育課	7 県立学校の学校運営協議会制度に関する事 こと。						を
		8 いじめの防止等のための対策に関する事 こと。	1 熊本県いじめ防止基本方針に関する事 こと。		1 熊本県いじめ問題対策連絡協議会に関する事 こと。 2 熊本県いじめ防止対策審議会に関する事 こと。			
			2 いじめ防止対策推進法(平成 25					

			年法律第 71 号) 第 28 条に基づく重大事態の調査に関すること。				
			3 いじめ防止対策推進法第 30 条に基づく重大事態の報告に関すること。				
		9 いじめの防止等に係る県立学校に対する指導及び助言に関すること。					
		10 高校整備推進室に関すること。					
		11 教育指導局長に関すること。					

「

教育指導局	高校教育課	7 奨学のための給付金に関すること。					
		8 県立学校の学校運営協議会制度に関すること。					
		9 いじめの防止等のための対策に関するこ	1 いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第		1 熊本県いじめ問題対策連絡協議会に関する		

」

		と。	71 号) 第 28 条に基 づく重大 事態の調 査に關す ること。 2 いじ め防止対 策推進法 第 30 条に 基づく重 大事態の 報告に關 すること。		ること。 2 熊本 県いじめ 防止対策 審議会に 關すること。			に、
		1 0 熊 本県いじ め防止基 本方針に 關すること。						
		1 1 い じめの防 止等に係 る県立高 等学校及 び県立中 学校に対 する指導 並びに助 言に關す ること。						
		1 2 高 校整備推 進室に關 すること。						
		1 3 教 育指導局 長に關す ること。						
「								
教 育 指 導	特 別 支 援 教 育 課	(5) 学校 の入学者 選抜に關 すること。	1 特別 支援学校 高等部の 募集定員			1 特別 支援学校 高等部の 入学者選		
」								

局			に関する こと。			抜要項に 関すること。	
		(6) 学校 の通学区 域の設定 及び変更 に関する こと。					
		(7) 教科 用図書そ の他の教 材の取扱 いに関する こと。				1 教科 書の補充 用として 使用する 教科用図 書の届出 の受理に 関すること。	
		(8) 学校 図書館に 関すること。					
		(9) 児童、 生徒の就 学に関する こと。			1 障害 を有する 児童、生徒 の認定に 関すること。	1 特別 支援学校 の入学期 日等の通 知、学校の 指定に関 すること。	
		(10) 児童、 生徒の表 彰に関する こと。					
		(11) 学校 教育研究 団体に関 すること。					
		(12) その 他学校教育 の指導に 関すること。				1 学校 行事の計 画の承認 に関する こと。	
		3 いじ めの防止 等に係る 特別支援 学校に対 する指導 及び助言 に関する こと。					

を

		4 障害 児審査委 員会に関 すること。					
」							
「							
教育 指導局	特別 支援教 育課	(5) 学 校の者入 学選抜に 関すること。				1 高 等学 部入 学選 抜に 関す こと。	
		(6) 高 等部 の募 集に 関す こと。					
		(7) 学 校の 通 域 の 設 定 及 び 変 更 に 関 す こと。					
		(8) 教 科 書 の 他 の 教 材 に 関 す こと。				1 教 科 書 の 用 途 に 関 す こと。 1 補 充 し て 使 用 す る 用 意 に 関 す こと。	
		(9) 学 校 図 書 館 に 関 す こと。					
		(10) 児 童、 生 徒 の 就 学 に 関 す こと。			1 障 害 を 有 す る 児 童 に 関 す こと。	1 入 学 期 の 通 知 に 関 す こと。	
		(11) 児 童、 生 徒 の 表 彰 に 関 す こと。					
		(12) 学 校 教 育 研 究 に 関 す こと。					

に、

		と。 (13) 他 の校 の指 導に 関す ること。				1 学 校の 行事 計画 の承 認に 関す ること。
		3 特 別支 援の 学校 運営 協議 会に 関す ること。				
		4 い じめ 防止 に係 る特 別支 援に 関す ること 及び 言す ること。				
		5 障 害児 審査 委員 会に 関す ること。				
		6 特 別支 援の 学校 整備 に 関す ること。				

に改める。

附 則

- この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第 5 号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関
各 県 立 学 校

熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 27 年 3 月 31 日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令
熊本県教育委員会行政文書管理規程（平成 24 年教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

- 第 12 条第 1 項第 1 号のイ中「第 14 条」を「第 15 条」に改める。
- 第 13 条第 2 項中「熊本県教育委員会委員長」を「熊本県教育長」に改める。
- 第 16 条第 4 項中「教育委員会委員長、」を削る。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- この訓令の施行の際現に在職する熊本県教育委員会の教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により熊本県教育委員会の委員として在職する間は、この規定は適用せず、改正前の規定は、なおその効力を有する。

熊本県教育委員会訓令第6号

本庁各課（室）
各地方機関

熊本県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成27年3月31日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

熊本県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令
熊本県教育委員会公印規程（昭和35年教育委員会訓令第82号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第8条の2中「委員長又は」を削る。

別表第1中番号4の項を削り、番号5の項を番号4の項とする。

別表第1中番号6の項から番号16の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2中4の公印のひな形を削る。

別表第2中5の公印のひな形を4の公印のひな形とし、6の公印のひな形から16の公印のひな形までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に在職する熊本県教育委員会の教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により熊本県教育委員会の委員として在職する間は、この規定は適用せず、改正前の規定は、なおその効力を有する。

熊本県教育委員会訓令第7号

本庁各課（室）
各地方機関
熊本県立図書館

熊本県立図書館処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成27年3月31日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

熊本県立図書館処務規程の一部を改正する訓令
熊本県立図書館処務規程（昭和38年教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の総務課の項中「（9）図書館、公民館及び学校その他関係団体との連絡調整に関すること。」「（10）館報の発行その他広報活動に関すること。」「（12）集会活動等事業の実施に関すること。」及び「（14）文学館に関すること。」を削る。

第5条第1項の総務課の項中「（11）」を「（9）」に、「（13）」を「（10）」に、「（15）」を「（11）」に改める。

第5条第1項の総務課の項（11）の次に次の項を加える。

学芸調査課

- (1) 本県ゆかりの文学資料及び古文書資料の収集、並びに整理に関すること。
- (2) 文学館の展示に関すること。
- (3) 館報の発行その他館事業の普及及び広報活動に関すること。
- (4) 図書館、公民館及び学校その他関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 講座開設、ワークショップ開催等の集会活動等事業の実施に関すること。
- (6) その他文学館の運営に関すること。

別表中

「

総務課	総務係
	企画係

を

「

総務課	
学芸調査課	

に改める。」

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会告示第4号

昭和 3 5 年 7 月 1 日熊本県教育委員会告示第 1 4 号（熊本県教育委員会公印規程の規定による公印の登録）の一部を次のように改正する。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

- 「 2 熊本県教育委員会委員長印」を削る。
- 「 3 熊本県教育長印」を「 2 熊本県教育長印」とする。
- 「 4 熊本県教育事務所専用の熊本県教育委員会印」を「 3 熊本県教育事務所専用の熊本県教育委員会印」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際現に在職する熊本県教育委員会の教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により熊本県教育委員会の委員として在職する間は、この規定は適用せず、改正前の規定は、なおその効力を有する。

熊本県選挙管理委員会告示第 1 2 号

熊本県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

熊本県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程
 熊本県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（平成 1 3 年熊本県選挙管理委員会告示第 2 5 号）の一部を次のように改正する。
 第 4 条第 1 号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第 1 3 号

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程の一部を改正する規程
 政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求規程（平成 20 年熊本県選挙管理委員会告示第 121 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「	熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号	熊本県庁総務部市町村局市町村行政課	」
---	-----------------------	-------------------	---

を
「

熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号	熊本県庁総務部市町村・税務局市町村課	」
-----------------------	--------------------	---

に改める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第 1 4 号

政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧請求規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧請求規程の一部を改正する規程
 政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧請求規程（平成 2 0 年熊本県選挙管理委員会告示第 1 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「	熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号	熊本県庁総務部市町村局市町村行政課	」
---	-----------------------	-------------------	---

を
「

熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号	熊本県庁総務部市町村・税務局市町村課
-----------------------	--------------------

」

に改める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第 15 号

熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成 27 年 3 月 31 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程
熊本県選挙管理委員会規程（昭和 51 年熊本県選挙管理委員会告示第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「市町村行政課長」を「市町村課長」に、「市町村行政課課長補佐」を「市町村課課長補佐」に改め、同条第 4 項本文中「市町村行政課、市町村財政課」を「市町村課」に改める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

熊本県教育委員会規則第 6 号

熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則の一部を改正する規則
熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則（平成 22 年熊本県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（第 2 条関係）

1	熊本県立矢部高等学校（平成 21 年熊本県条例第 58 号により設置されたもの。）	山都町立蘇陽中学校 山都町立清和中学校
2	熊本県立上天草高等学校	上天草市立今津中学校 上天草市立阿村中学校 上天草市立龍ヶ岳中学校 上天草市立姫戸中学校 上天草市立教良木中学校 天草市立有明中学校 天草市立倉岳中学校

を

1	熊本県立岱志高等学校（全日制課程に限る。）	南関町立南関中学校
2	熊本県立牛深高等学校（平成 26 年熊本県条例第 49 号により設置されたもの。）	天草市立天草中学校 天草市立河浦中学校
3	熊本県立上天草高等学校	上天草市立松島中学校 上天草市立阿村中学校 上天草市立龍ヶ岳中学 上天草市立姫戸中学校 天草市立有明中学校 天草市立倉岳中学校
4	熊本県立矢部高等学校（平成 21 年熊本県条例第 58 号により設置されたもの。）	山都町立蘇陽中学校 山都町立清和中学校
5	熊本県立天草拓心高等学校	天草市立天草中学校 天草市立河浦中学校

に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月31日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

熊本県教育委員会規則第7号

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則
熊本県立学校管理規則（昭和32年熊本県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項の表中「熊本県立天草高等学校天草西校」の項を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月31日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

熊本県教育委員会規則第8号

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則
熊本県立高等学校学則（昭和40年熊本県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表（第4条関係）中「熊本県立天草高等学校天草西校」の項を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月31日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

熊本県教育委員会規則第9号

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和39年熊本県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表の県南学区の項高等学校名の欄中「天草高等学校天草西校」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

正 誤

平成27年3月13日熊本県公報第12400号目次中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	31	縦覧	従覧
1	31	農地整備課	農地設備課